

新型コロナウイルス感染症対策における定期調査・検査の 報告期限に係るお知らせについて（釧路市）

- 特定建築物・特定建築設備（昇降機・遊戯施設を除く。）に係る報告について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、期限（令和2年9月30日）までに報告ができない場合は、令和2年12月28日まで、報告期限を猶予します。
- 新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるための対策が進められていますが、検査対象の建物の所有者や検査会社の検査員等の感染などにより、定期調査・検査が滞ってしまい、所定の期限までに報告を行うことが困難になることが予想されます。
- 所定の期限までに報告ができなくなった場合には、問い合わせ先の釧路市役所建築指導課指導防災担当までご連絡ください。
- 定期報告書の受け渡しや、変更届出の提出等は郵送でも対応可能です。窓口への来庁が困難な場合などは返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお送りください。
- 釧路市における取扱いについては、適宜、釧路市役所のホームページ（https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/t_keikaku/kenchiku/sidoubousai/0004.html）に掲載する予定としていますので、ご参照願います。

〈お問い合わせ先〉

釧路市 建築指導課 指導防災担当

TEL:0154-31-4569

FAX:0154-24-0581